

- 一月のおもな行事
- 新年一般参賀 (2日)
 - 成人の日 (15日)
 - 年賀はがきお年玉抽選会 (15日)
 - 青年の船出航 (19日)
 - 全国学校給食週間 (21日～30日)
 - 文化財防火デー (26日)
 - 簡易保険新加入運動 (1月～3月)
 - 北洋の海水観測 (1月～4月)

11月末日の人口動態

男	7,450人	女	7,989人
計	15,479人	(前月)	15,500人
	3,963世帯	(前月)	3,966世帯
出生	男 7人	女 4人	計11人
死亡	男 5人	女 4人	計9人
転入	(県内) 9人	(前月)	16人
	(県外) 12人	(前月)	11人
転出	(県内) 26人	(前月)	33人
	(県外) 18人	(前月)	22人

地方自治法施行二十周年にあたり、国は十一月十七日、東京日比谷公会堂において記念行事を挙行、天皇陛下御臨場の式典席上で、総合経営の優秀な市町村百二十七団体を表彰しましたが、大豊村もそのひとつに選ばれ、長野助役、鈴木議長が出席し、その栄に浴しました。



自治大臣表彰の栄に輝く

表彰状

高知県大豊村

貴村は協同組合と多面的な経営の発展を遂げ、地方自治の実現に貢献した業績を、顕著なものとして、地方自治法施行二十周年を記念して、ここに表彰します。

昭和四十二年十一月十七日

自治大臣 孫村信太郎

地方自治とは、地方を自ら治めると書いてあるように、主権者たる住民の意志にもとづいて、その町や村の政治を行なうことを意味しており、地方自治法は、その際のルールを公式の文章にしたものとみてよいでしょう。

この法律は、戦後の新しい民主主義の理念にもとづき、昭和二十二年五月三日、新憲法と同時に施行されたもので、本年は二十周年目に当ります。内容は、市町村が行なわなければならないことを具体的に定めたもので、三編十八章三百二十条からなっていますが、さらにこのほかに公職選挙法、地方公務員法、地方財政法、地方税法など多数の関係法律が制定されています。村でも、この法律にもとづき、たぐさんの条例や規則を制定して、すべてはそれによって行政を行なっています。それだけに村の政治を行なういちばん大切な基本法で、制定してから二十年後の今日、何十回となく改正される形を整えてきています。

地方自治とは、地方を自ら治めると書いてあるように、主権者たる住民の意志にもとづいて、その町や村の政治を行なうことを意味しており、地方自治法は、その際のルールを公式の文章にしたものとみてよいでしょう。

第九月定例議会

第百回目の村議会定例会が九月三十日から十月六日まで開かれました。

提出された議案は、第二次の補正予算案など九議案でしたが、このうち東部四小学校および豊永中と大田口中統合議案は継続審議となり、他は原案どおり可決となりました。

学校統合議案については、そのご議会特別委員会の審査を経て十月十八日に臨時議会を開き、原案可決となりました。

以下は、可決された各議案の内容です。

「吉川さん」

一日村長さん

村でも地方自治法施行二十周年を記念して、十一月十七日に合併後初の一日村長の日を実施しました。

一日村長には、東豊永農協組合長の吉川正一郎氏(岩原)が選ばれ、当日は朝の通勤列車で職員と共に登庁、西岡村長から辞令を受け、花を胸にかざって村長席におさまりました。

九時から、一階事務室でマイクを通じ、職員に「公僕」の精神にの

地方自治とは、地方を自ら治めると書いてあるように、主権者たる住民の意志にもとづいて、その町や村の政治を行なうことを意味しており、地方自治法は、その際のルールを公式の文章にしたものとみてよいでしょう。

雨による災害復旧事業費二千五百九十六万五千円。

農林道工事費などが中心の農林水産費九百四十六万三千円。

農林道工事費が中心の農林水産費九百四十六万三千円。

農林道工事費が中心の農林水産費九百四十六万三千円。

「吉川さん」

一日村長さん

村でも地方自治法施行二十周年を記念して、十一月十七日に合併後初の一日村長の日を実施しました。

一日村長には、東豊永農協組合長の吉川正一郎氏(岩原)が選ばれ、当日は朝の通勤列車で職員と共に登庁、西岡村長から辞令を受け、花を胸にかざって村長席におさまりました。

九時から、一階事務室でマイクを通じ、職員に「公僕」の精神にの

地方自治とは、地方を自ら治めると書いてあるように、主権者たる住民の意志にもとづいて、その町や村の政治を行なうことを意味しており、地方自治法は、その際のルールを公式の文章にしたものとみてよいでしょう。

簡易水道特別会計

料金を引上げ

各地区の改良工事費など二百二十万七千円を追加して累計は六百九十九万三千円となりましたが、財源不足分として一部(九十六万八千円)を一般会計から繰り入れなければならぬ現状であり、独立採算の原則上、次のとおり料金の改定が行なわれました。

◎一ヶ月の基本料金(一)内は基本水量超過一立方メートルの料金。

本水量超過一立方メートルの料金。

本水量超過一立方メートルの料金。

「吉川さん」

一日村長さん

村でも地方自治法施行二十周年を記念して、十一月十七日に合併後初の一日村長の日を実施しました。

一日村長には、東豊永農協組合長の吉川正一郎氏(岩原)が選ばれ、当日は朝の通勤列車で職員と共に登庁、西岡村長から辞令を受け、花を胸にかざって村長席におさまりました。

九時から、一階事務室でマイクを通じ、職員に「公僕」の精神にの

地方自治とは、地方を自ら治めると書いてあるように、主権者たる住民の意志にもとづいて、その町や村の政治を行なうことを意味しており、地方自治法は、その際のルールを公式の文章にしたものとみてよいでしょう。

臨時議会

学校統合を決議

十月十八日に開かれた臨時議会には、九月定例会で継続審議となっていた学校統合議案が上程されました。

その結果、学校統合特別対策委員長報告通り原案可決となりました。小学校は、西豊永、同佐賀山分校、岩原、大砂子の四校を統合して新たに豊永小学校を設置します。

時期は昭和四十三年四月一日、位置は東土居二五七番地。

これにともない、同四校は明年四月一日付で廃止となりますが、実質統合の日までは統合校の各分室として運営されます。

中学校は豊永と大田口を統合して新たに大豊中学校を設置するもので、統合の時期は昭和四十三年四月一日、位置は黒石二〇二番地。

これにともない、同二校は明年四月一日付で廃止となりますが、実質統合の日までは、小学校と同様、統合中学校の分室として運営されます。

「吉川さん」

一日村長さん

村でも地方自治法施行二十周年を記念して、十一月十七日に合併後初の一日村長の日を実施しました。

一日村長には、東豊永農協組合長の吉川正一郎氏(岩原)が選ばれ、当日は朝の通勤列車で職員と共に登庁、西岡村長から辞令を受け、花を胸にかざって村長席におさまりました。

九時から、一階事務室でマイクを通じ、職員に「公僕」の精神にの

地方自治とは、地方を自ら治めると書いてあるように、主権者たる住民の意志にもとづいて、その町や村の政治を行なうことを意味しており、地方自治法は、その際のルールを公式の文章にしたものとみてよいでしょう。

十二月定例会

十二月定例会は十二月二十日開会、昭和四十一年度一般会計決算認定議案など十三議案を審議、いずれも原案どおり可決しました。

◎第三次一般会計補正予算

二千八百八十二万九千九百九十九円を追加、累計は三億六千九百九十九万九千九百九十九円。

◎簡易水道事業特別会計補正予算

五万五千円追加、累計六百四十四万八千円。

◎四十一年度一般会計決算

歳入二億七千七百七十三万九千四百七十九円。歳出二億六千五百七十八万七千四百三十三円。差引残額五百九十五万二千四百三十六円。

◎簡易水道事業決算

歳入八百七十七万四千四百一円。歳出八百八十八万九千三百七十七円。差引残額五十一万四千七百二十四円。

◎国民健康保険事業決算

歳入七千三百六十一万五千八百四十四円。歳出七千三百三十三万三千九百七十九円。差引残額三十一万一千八百六十五円。

(他の議案は、紙面の都合で決算内容と共に次号で報告します。)

「吉川さん」

一日村長さん

村でも地方自治法施行二十周年を記念して、十一月十七日に合併後初の一日村長の日を実施しました。

一日村長には、東豊永農協組合長の吉川正一郎氏(岩原)が選ばれ、当日は朝の通勤列車で職員と共に登庁、西岡村長から辞令を受け、花を胸にかざって村長席におさまりました。

九時から、一階事務室でマイクを通じ、職員に「公僕」の精神にの

地方自治とは、地方を自ら治めると書いてあるように、主権者たる住民の意志にもとづいて、その町や村の政治を行なうことを意味しており、地方自治法は、その際のルールを公式の文章にしたものとみてよいでしょう。

十二月定例会

十二月定例会は十二月二十日開会、昭和四十一年度一般会計決算認定議案など十三議案を審議、いずれも原案どおり可決しました。

◎第三次一般会計補正予算

二千八百八十二万九千九百九十九円を追加、累計は三億六千九百九十九万九千九百九十九円。

◎簡易水道事業特別会計補正予算

五万五千円追加、累計六百四十四万八千円。

◎四十一年度一般会計決算

歳入二億七千七百七十三万九千四百七十九円。歳出二億六千五百七十八万七千四百三十三円。差引残額五百九十五万二千四百三十六円。

◎簡易水道事業決算

歳入八百七十七万四千四百一円。歳出八百八十八万九千三百七十七円。差引残額五十一万四千七百二十四円。

◎国民健康保険事業決算

歳入七千三百六十一万五千八百四十四円。歳出七千三百三十三万三千九百七十九円。差引残額三十一万一千八百六十五円。

(他の議案は、紙面の都合で決算内容と共に次号で報告します。)

平 石 五 八

畜産共進会
三十四頭出品
村や農協連合会、農業共済組合などの共催による第八回大豊村畜産共進会が十二月八日高須のセリ市場で行なわれました。
出品されたのは、肥育の部十八頭、繁殖の部九頭、仔牛の部七頭、合計三十四頭で、大豊および土佐農業指導所、県農業共済組合連合会、経済連などの厳重な審査を受けて次のように入賞が決まりました。
なお、共進会終了後、直ちにヤリ市が開かれ、およそ二十頭が取引されました。最高値は二十六万円、最低は一万七千円、落札率は、いつも

にくらべ良い値だそうす。

肥育の部

特等 西岡重瑠 小川。一等 小川豊美 小川。二等 森山一 小川。三等 吉川茂晴 高須。西岡浦。秀馬 馬瀬。

繁殖の部

特等 吉松久盛 大砂子。一等 三谷雄彦 岩原。二等 小笠原原文 大王下。三等 小笠原武繁 大王下。

仔牛の部

二等 山中鉄意 東麻谷。土村田助 落台。三等 朝比奈福次 形瀬。

四十三手

成人式の行事

四十三年の成人式は、例年のとおり大田口小で一月十五日に行なう予定です。式典のほか、会食やレクリエーションなど連合青年会の協力を得て盛大に行ないます。本年の該当者は男九十八人、女百四人、合計二百二人で四十三年にくらべ七十八人も多くなっています。該当者には近く各人宛案状を出しますが、案内もれもあると思いますので、該当の方は公民館へお申し出下さい。

ていつでもこの法律で定める届出
をすることのできるものとしたわ

「三十四名二団体入賞」

大豊村農家二千五百戸のうち養蚕をやっている家が一千四百六十一戸（四十一年度調べ）、さらにこの中から十五戸が個人経営の部に選定された審査の対象となりました。その効果比較表をみますと、農家の総収入の中に占める養蚕収入の割合は、ほとんどが五十%以上となっており、最高は蚕だけで八十四万円の収入をあげた家もあります。

森下勇 尾生。沢田久万義 永瀬
一等賞川小笠原茂 八畝。平石武
治 八川。高倉清金 大杉子。都
築高広 大久保。桑名芳雄 梶ヶ
原。原久吉 和田。久保菊尾 葛
三。三谷隆利 川口。森下露子
目付。西園佐美美 北川二区。
二等賞上上村謙三 渡辺可純
ツ子野。三谷軌親 柿木。下村桂
岩原 都築久寿永 大久保。北
村守正 北村徳重 永淵。大利徳

村和子 西豐永。六年男 丁野柳
雄 穴内。〃女 堤由美子 大田
口。
走巾路 〃五年男 横内契三 立川
〃女 上村安恵 立川。六年男
永野正男 大杉。〃女 田村真由
美 立川。
走高跳 〃五年男 森下昌雄 大田
口。〃女 池添美紀 大田口。六
年男 小笠原久男 大杉。〃女

石德行 東庭谷 都築澄 中屋。
小笠原弘弘 間島良忠 大王下。
丁野蒼富 日浦。岡林秀信 馬柳。
丁野蒼富 日浦。岡林秀信 馬柳。
団体 経営の部知事賞・永瀧。村
長賞、和田
個人 知事賞・上村要 下桃原。
努力賞・平石松太郎 八川。原則
好 和田。丁野蒼富 日浦。

大豊村献血推進会が誕生しまし
た。

住民課保健係の方へおたずね下さい。）

大豊村傷い軍人会では十月二十八日に役場本庁で定期総会を開き、会務報告や役員選出などを行ないました。

届出が便利になります

る者についてはその資格を取得した年月日
三、国民年金の被保険者の資格を取得した年月、年金手帳の記号番号その他
四、米の消費世帯、生産世帯の別
小売販売業者の氏名又は名称及びその登録年月日等が主なものです。

◎選挙人名簿との関係
選挙人名簿の登録は住民基本

法制定の趣旨

このため木村においても役場の組織、窓口事務の改善、新制度へ移行するための諸準備等研究をすすめております。

以下住民基本台帳法のうち特に皆さんに関係の深いものをあげて説明致しますので十一月十日から諸関係等について間違いのない

以上のほか法的要件以外のものとして印鑑登録の有無とかその他市町村の実情に応じて任意の事項を記載されることがゆるされており木村においても研究をすすめておられます。

届出に関する事項

一、総称

市町村の住民の住所または世帯もしくは世帯主の変更及びこれに伴う住民の権利または義務の移動

(4)大豊村外へ転出するとき
(5)大豊村内で転居したとき(十日以内)
(6)世帯を変更したとき
(7)その他住民としての地位の喪失
更があったとき

これらの届出を忘れたり怠ったりしますと「住民基本台帳法」の罰則の規定を受けるのみでなく、住民としての権利や義務が果せなくなりしますので御注意下さい。

四、通知事項等

い確認致しますがこのほか学校に
関係するものは教育委員会へ国保
年金、税等に関係するものについ
ても直ちに通知し処理するようにな
っておりますが詳細については
住民課窓口係でお聞き下さい。

世帯主について

一、世帯主とは

ひとくちに世帯主といいますが
世帯主とは一体どのようなものを
いうのでしょうか、世帯主の定義

る皆さんは転出、転入その他住民としての地位の変更等に関する届出はすべて住民課の窓口一ヶ所でお済ませることができるようなしとみになっております、いうまでもなくこの法律の目的は、住民でも皆さんの利便を増進し行政を近代化するためのものであります。

したがって現在の「住民登録法」(昭和二十六年制定)は昭和四十四年三月三十一日限りで廃止されます。そして同年四月一日からは新しい「住民基本台帳法」が全面施行となり、転出、転入の届出や関係市町村間の通報については特に本年十一月十日からの沙律に基づいた事務処理がなされていきます。

くても三ヶ月以上引続いて木村に居住しておれば名簿に登録され、というようなものではなく、住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されたものは住民基本台帳に必ず登録されるというように両者間の連絡を密にして処理するようになります。

例えば住民が他所から木村に出て転入の届出をした場合、そのまますぐに選挙人名簿に登録するとはできないので届出書の写を選挙管理委員会に廻し、一定期日後に選挙管理委員会において選挙名簿に登録することになります、選挙人名簿に登録された場合はこんどは逆に村長の方に連絡が

り住民課の窓口で住民基本台帳

の移動にはつながらない国民年とかあるいは米穀類の配給に関する事項もありまして、これがその他の住民としての地位の変更に
るのです。

二、届出はだれがするか

今までの届出義務者の順位は
一に世帯主、第二に世帯主に代
つて世帯を管理するもの、第三
本人という順序になっておりま
が、新法では直接条文の上では
わしていませんが、届出義務者
としてはまず本人が原則であるこ
を第二十六条の規定で示してい
ます。本人が届出をすることがで
ない場合には第二項において世
帯主が届出義務を負うものとされ
おります。すなわち本人に代わ

について考えてみましょう。

世帯主とは「現実に住居及び計を同じくする者の集團の長、帯は一定の親族を中心としていることが多いが他人が入ることもある」とされております。

二、世帯主は一世帯に一人です

住民基本台帳法では世帯主は人です。ところが今までは、世帯主が違つたものがあり、いろいろの間違いのものになつてゐましたが、今後はこのような分離一切認められておりません。したがつて住民基本台帳に登録された世帯主以外の世帯主は認められなくなりしますので御注意下さい（役場行政課）

